

入院基本料および特定入院料に係る事項

当院は一般病棟入院基本料(急性期一般入院料4)、療養病棟入院基本料(療養病棟入院料1)、特定入院料(地域包括ケア病棟入院料1・回復期リハビリテーション病棟入院料1)を届出しており、時間帯ごとの看護配置は以下の通りとなっています。

1 病棟(地域包括ケア病棟入院料1)

当病棟では1日に8人以上の看護職員(看護師・准看護師)、5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

○午前8時30分～午後4時30分

1人当たりの受持ち患者数は看護職員が6人以内、看護補助者が12人以内です。

○午後4時30分～午前8時30分

1人当たりの受持ち患者数は看護職員12人以内、看護補助者が34人以内です。

2 病棟(急性期一般入院料4)

当病棟では1日に12人以上の看護職員(看護師・准看護師)、5人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

○午前8時30分～午後4時30分

1人当たりの受持ち患者数は看護職員6人以内、看護補助者が13人以内です。

○午後4時30分～午前8時30分

1人当たりの受持ち患者数は看護職員13人以内、看護補助者が38人以内です。

3 病棟(回復期リハビリテーション病棟入院料1)

当病棟では1日に9人以上の看護職員(看護師・准看護師)、4人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

○午前8時30分～午後4時30分

1人当たりの受持ち患者数は看護職員が8人以内、看護補助者が12人以内です。

○午後4時30分～午前8時30分

1人当たりの受持ち患者数は看護職員が18人以内、看護補助者が36人以内です。

5 病棟(療養病棟入院料1)

当病棟では1日に3人以上の看護職員(看護師・准看護師)、3人以上の看護補助者が勤務しています。なお、時間帯ごとの配置は次の通りです。

○午前8時30分～午後4時30分

1人当たりの受持ち患者数は看護職員が10人以内、看護補助者が10人以内です。

○午後4時30分～午前8時30分

1人当たりの受持ち患者数は看護職員が20人以内、看護補助者が20人以内です。